

令和3年第4回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市水道事業設置条例及び柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	水道部 総務課	1
2	柏市上下水道事業運営審議会条例の制定について	水道部 総務課	2
3	柏市立小学校設置条例及び柏市立こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育部 学校教育課 こども部 学童保育課	3
4	柏市ほのぼのプラザますお条例の一部を改正する条例の制定について	保健福祉部 地域包括支援課	4
5	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 建築指導課	5
6	柏市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	土木部 下水道経営課	6
7	指定管理者の指定について（旧吉田家住宅歴史公園）	都市部 公園緑地課	7
8	財産の取得について（（仮称）柏北部東地区新設小学校給食用備品）	学校教育部 学校保健課	8
9	財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））	学校教育部 指導課	10
10	訴えの提起について	財政部 債権管理課	11
11	令和3年度柏市一般会計補正予算について（第6号）	財政部 財政課	12
12	令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	12
13	令和3年度柏市下水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	12
14	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）	学校教育部 学校施設課	13

議案第 1 号 柏市水道事業設置条例及び柏市職員定数条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第 1 号は、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、水道事業及び下水道事業を通じて管理者 1 人を置き、当該管理者の権限に属する事務を処理させるため上下水道局を設置すること等を行うため、柏市水道事業設置条例及び柏市職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市水道事業設置条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

- (1) 題名を柏市水道事業及び下水道事業設置条例に改めること。
- (2) 地方公営企業法（以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用すること（第 1 条の 2 関係）。
- (3) 法第 7 条ただし書の規定により、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）を通じて管理者 1 人を置くこと（第 3 条第 1 項関係）。
- (4) 法第 1 4 条の規定により、上下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置くこと（第 3 条第 2 項関係）。
- (5) 水道事業の業務に関し、負担付の寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 2 0 0 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 2 0 0 万円を超えるものは、下水道事業と同様に、議会の議決を要することとする（第 5 条の 2 関係）。

2 柏市職員定数条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

職員の定数を次のとおり改めること。

区分	改正前	改正後	増減
市長の事務部局の職員	1, 8 8 0 人	1, 8 3 3 人	△ 4 7 人
上下水道企業の事務部局の職員	6 6	1 1 3	4 7

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 柏市下水道事業設置条例は、廃止すること。

議案第 2 号 柏市上下水道事業運営審議会条例の制定について

議案第 2 号は、柏市水道事業運営審議会及び柏市下水道事業経営委員会を統合し、柏市上下水道事業運営審議会を設置するため、柏市上下水道事業運営審議会条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 設置（第 1 条関係）

本市の水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な運営に資するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、柏市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置くこと。

2 所掌事務（第 2 条関係）

審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する事項について審議すること。

3 組織（第 3 条第 1 項及び第 2 項関係）

(1) 審議会は、委員 15 人以内をもって組織すること。

(2) 委員は、次のアからウまでに掲げる者のうちから市長が委嘱すること。

ア 学識経験者

イ 関係団体の代表者

ウ その他受益者

4 会長及び副会長（第 4 条第 1 項関係）

審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定めること。

5 会議（第 5 条第 1 項関係）

審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となること。

6 施行期日等

(1) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

(2) 柏市水道事業運営審議会設置に関する条例及び柏市下水道事業経営委員会条例は、廃止すること。

議案第 3 号 柏市立小学校設置条例及び柏市立こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、柏市立田中北小学校及び柏市立田中北小こどもルームの位置を改めるため、柏市立小学校設置条例及び柏市立こどもルーム条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市立小学校設置条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

柏市立田中北小学校の位置を次のとおり改めること（第 2 条の表関係）。

改正前	改正後
柏市大青田 1 5 3 6 番地の 1	柏市船戸一丁目 7 番地 1

2 柏市立こどもルーム条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

柏市立田中北小こどもルームの位置を次のとおり改めること（別表関係）。

改正前	改正後
柏市大青田 1 5 3 6 番地の 1	柏市船戸一丁目 7 番地 1

3 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市ほのぼのプラザますお条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、柏市ほのぼのプラザますおの施設等を改めるため、柏市ほのぼのプラザますお条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 柏市ほのぼのプラザますお（以下「プラザ」という。）の施設の区分を廃止すること（旧第 3 条関係）。
- 2 プラザの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用することができるものは、本市に住所を有する 60 歳以上の者その他市長が適当と認めるものとする（第 3 条関係）。
- 3 施設等の使用に係る許可その他の手続を廃止すること（旧第 5 条、旧第 7 条及び旧第 8 条関係）。
- 4 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行すること。

【参考】

条例の施行日をもって、柏市ほのぼのプラザますお内に相談機能を付加し、機能の充実を図るに当たり、公の施設に相当する範囲及び利用方法を変更するものです。

議案第 5 号 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る手数料の区分及び金額を改めること等を行うため、柏市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料の区分及び金額を改めること（別表第 2 項の表 6 5 の 1 5 の項関係）。
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例の許可の申請に係る手数料を定めること（別表第 2 項の表 6 5 の 1 8 の 2 の項関係）。
- 3 この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日から施行すること。

議案第 6 号 柏市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号は、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴い、指定工事店の指定の申請等について定めるとともに、所要の改正を行うため、柏市下水道条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴い、柏市指定排水設備工事業者規則で定めていた指定工事店の指定の申請、指定の基準等について、柏市下水道条例に規定すること（第 7 条の 2 から第 7 条の 7 まで関係）。
- 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 7号 指定管理者の指定について（旧吉田家住宅歴史公園）

議案第7号は、旧吉田家住宅歴史公園の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
旧吉田家住宅歴史公園
- 2 指定管理者となる団体
柏市呼塚新田204番地の2
一般財団法人柏市みどりの基金
代表理事 酒 井 勉
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 8号 財産の取得について（（仮称）柏北部東地区新設小学校給食用備品）

議案第8号は、（仮称）柏北部東地区新設小学校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる給食用備品

- (1) 1槽シンク 2台
- (2) 2槽シンク 4台
- (3) 3槽シンク 5台
- (4) 移動シンク 9台
- (5) 野菜洗浄シンク 2台
- (6) 移動台 53台
- (7) 作業台 11台
- (8) スタッキングカート 22台
- (9) 防水型デジタル台はかり 9台
- (10) はかり用置台 2台
- (11) 球根皮むき機 1台
- (12) 球根受け用L型運搬車 1台
- (13) カッターミキサー 1台
- (14) フードスライサー 1台
- (15) 移動式フードスライサー置台 1台
- (16) サイの目切り機 1台
- (17) 移動式サイの目切り機置台 1台
- (18) オーブン 2台
- (19) システム調理台 1台
- (20) 立体炊飯器 5台
- (21) 納米庫・充填機付洗米機 2台
- (22) 連続フライヤー 1台
- (23) 油缶運搬車 1台
- (24) 回転釜 8台
- (25) 和え物用回転釜 1台
- (26) 真空冷却機 2台

- (27) 冷蔵庫 8台
- (28) 冷凍庫 6台
- (29) 冷凍冷蔵庫 1台
- (30) 牛乳保冷庫 2台
- (31) 食器・食缶洗浄機 2台
- (32) 包丁・まな板殺菌庫 3台
- (33) 消毒保管機 14台
- (34) トラックインカート 8台
- (35) キャビネット 7台
- (36) シェルフ 12台
- (37) 戸棚 1台
- (38) パン棚 3台
- (39) 缶切機 1台
- (40) クラス用ワゴン 54台
- (41) クラス用配膳台 42台
- (42) 給食用コンテナ 12台
- (43) オートサンテーション 3台
- (44) エアシャワー 1台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

192,500,000円

4 契約の相手方

千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号

株式会社関東三貴

代表取締役 石井勝之

議案第 9号 財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（G I G Aスクール用タブレット端末））

議案第9号は、柏市立小中学校情報機器（G I G Aスクール用タブレット端末）を次のとおり取得しようとするものです。

1 取得する財産

次に掲げる柏市立小中学校情報機器（G I G Aスクール用タブレット端末）

(1) i P a d 291台

(2) C h r o m e b o o k 721台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

70,400,000円

4 契約の相手方

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル

S k y 株式会社

代表取締役 大 浦 淳 司

議案第10号 訴えの提起について

議案第10号は、市営住宅の明渡し等の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

本市の市営住宅である柏市新逆井二丁目7番市営住宅逆井団地の1室の建物（以下「本件建物」という。）について、入居者であった相手方Aが長期間にわたり家賃を滞納していたため、本市は、本件建物の賃貸借契約を解除し、相手方Aに対して本件建物の明渡し、相手方らに対して滞納家賃及び本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

なお、相手方Bは、本件建物の賃貸借契約に係る相手方Aの債務の連帯保証人である。

2 請求の趣旨

- (1) 相手方Aは、本市に対し、本件建物を明け渡せ。
- (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、滞納家賃金597,000円（訴訟の期日までに相手方らの支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及び本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。

との判決及び（2）について仮執行の宣言を求める。

議案第 1 1 号 令和 3 年度柏市一般会計補正予算について（第 6 号）

議案第 1 1 号は、令和 3 年度柏市一般会計予算の総額を約 3 0 億 2 4 9 万円増額し、約 1, 5 0 0 億 5, 9 6 9 万円に補正しようとするほか、継続費の追加及び変更、繰越明許費の追加並びに債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 1 1 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 1 2 号 令和 3 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 1 号）

議案第 1 2 号は、令和 3 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 1 1 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 1 3 号 令和 3 年度柏市下水道事業会計補正予算について（第 1 号）

議案第 1 3 号は、令和 3 年度柏市下水道事業会計予算の債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 1 1 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第14号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）

議案第14号は、市議会令和3年第2回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第13号）の一部を次のとおり変更しようとするものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
1,028,500,000円	1,001,000,000円